STUDIO MISSION施設利用申込書

株式会社グローバル・ハーツ　御中

申込日　　　年　 月　 日

別紙記載の利用規約に承諾のうえ、STUDIO MISSION（以下、「本スタジオ」といいます）の施設利用に関して、以下のとおり申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①契約者（契約法人） | フリガナ |  |
| 法人名 |
| ②住所 | 〒 |
| ③担当者 | フリガナ □ ①「契約者」と同じ |
| 法人名 |
| 〒 □ ②「住所」と同じ |
| 部署名 |
| フリガナ |
| 氏名 |
| TEL |  | E-mail |  |
| ④請求書送付先□ ③「担当者」と同じ | フリガナ  |
| 法人名 |
| 〒  |
| 部署名  |
| フリガナ |
| 氏名  |
| ⑤会員番号 |  |
| ⑥アカウント名 | 　 |
| ⑦請求書送付法（メール添付又は郵送） | 　 |
| ⑧利用規約 | ☐**利用規約に同意します。**※別紙記載の利用規約およびSTUIDIO MISSIONホームページ記載の利用規約をご確認のうえ、☐にチェックをしてください。チェックの記載がない場合には、申込を受付できません。 |

※お客様がサービス利用申込書（本書）をコピーなどして控えを保管くださいますようお願いします。

 ※利用当日は、利用前に代表者1名がフロントにお立ち寄りいただき本利用申込書へのご記入をお願いします。

別紙

利用規約

　契約者（以下、「甲」といいます）は、株式会社グローバル・ハーツ（以下、「乙」といいます）が提供するSTUDIO MISSIONの施設利用に関するサービス（以下、「本サービス」といいます）について、以下のとおり同意するものとします。また、本契約は甲が乙所定の別紙「STUDIO MISSION施設利用申込書」（以下、「申込書」といいます）により本サービスを申込み、乙が確認したときに成立したものとします。なお、甲は、申込みと同時に、本サービスホームページ（ http://studio-mission.com ）（以下、「本サイト」といいます）に掲載された本サービス利用規約（ http://studio-mission.com/terms/ ）にも同意したものとみなします。

第１条（利用許諾）

　乙は、甲に対し、別途合意する日時において本サービスの非独占的利用権を許諾します。

第２条（本サービスの内容および利用料金）

　本サービスの内容および利用料金は、本サイトに記載します。

第３条（請求、支払方法）

1. 甲は、本サービスの利用料金を利用当月分のみ受付で前払い（返金不可）もしくは利用当日に受付で支払うか第２項に定める請求書払いで支払うかを選ぶことができます。
2. 甲が前項の請求書払いを選択した場合、乙は、本サービスの利用料金を毎月末締めにて甲に書面（郵送またはメールでの送信）にて請求します。甲は、請求書受領月の月末までに、乙の指定する銀行口座に支払います。
3. 甲が前項の支払を一度でも遅滞した場合には、前項の請求書払いでの支払を選択することはできなくなり、それ以降は、利用当月分のみ受付で前払い（返金不可）もしくは利用当日に受付で支払わなければならないものとします。

第４条（通知事項）

甲（担当者を含む）のメールアドレス、住所、電話番号が変更となった場合は、変更してから５営業日以内に乙に伝えなければならないものとします。かかる変更の連絡は甲が本サイトのマイページを自ら変更する方法によることも可能です。また、甲が3ヶ月以上、本サービスを使用しない場合には、乙に対してその旨を連絡しなければならないものとします。

第５条（協力義務）

甲は、本スタジオを利用する場合、利用後に備品等を元の位置に戻して退出するようにするものとします。甲が本サービスのオプションを利用する場合には自らスタジオ内に搬入し、退出時にオプションを元の位置に戻さなければなりません。また、スタジオ内や備品等を汚損破損した場合は、利用時間内に乙に申告のうえ、実費を弁償しなければなりません。申告せずに次の利用者に損害を発生させた場合は、実費に加え申告するまでに発生した全利用者の全利用料を甲へ支払わなければならないものとします。

第６条(自己責任の原則)

甲は、本スタジオを利用した際に発生したいかなる事件および事故に対しても、その行為と結果(ケガ等)について自ら一切の責任を負うものとします。

第７条（禁止事項）

　甲は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する事項（以下、「禁止事項」といいます）を行ってはなりません。乙は、甲が禁止事項を行ったことを発見した場合には、乙は甲に事前の通知を行ったうえで、本サービスの利用を停止することができます。なお、乙は甲が行った禁止事項により損害を被ったときには、甲に損害賠償を求めることができます。

1. 本契約に違反する行為
2. 事実に反する情報を提供する行為
3. 会員IDを第三者に譲渡または使用させる行為
4. 第三者に会員としての地位を譲渡する行為
5. 他者を差別、誹謗中傷する行為
6. 他者の名誉、プライバシーまたは信用を侵害する行為
7. 第三者になりすます行為、第三者との提携、協力関係の有無を偽る行為
8. 犯罪行為、犯罪行為に類する行為、犯罪行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為
9. 乙の行う本サービスの運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
10. その他、乙が甲を契約者として不適切と判断する行為

第８条（解除）

1. 甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、乙は事前の通知をしたうえで、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、乙は甲に対して、違約金、損害賠償等の責任を一切負いません。
2. 本契約のいずれかの規定に違反した場合
3. 自己振出の手形または小切手が不渡りとなった場合
4. 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算申立、特定調停申立、あるいはこれらのための保全手続の申立がなされあるいは受けた場合
5. その他、任意整理の通知を発する等、信用状態に重大な不安が生じたと判断される場合、もしくは将来において生じると判断される場合

第９条 (契約の当然終了)

本契約が次の各号に該当したときは、甲乙間の契約は当然に終了するものとします。

1. 本スタジオが、火災、地震、水没等の災害で大破または滅失したとき。
2. 本スタジオの全部または一部が公共事業のための買収、収用等により利用しえなくなったとき。
3. 本スタジオの賃貸借契約が競売等による解除などにより終了せざるを得なくなったとき。

第１０条（免責）

甲が第三者に与えた損害は甲の責任と費用をもって解決し、乙に損害を与えることをしないものとします。

第１１条（紛争解決）

　本契約について甲乙間に紛争が生じたときは、誠意を持って協議し、これを解決するものとします。

第１２条（合意管轄裁判所）

　本契約について甲乙間に訴訟が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

以　上